

令和7年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.10.1	R7.10.8	政治団体設立届（1団体）	1	1					1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
2	R7.8.12	R7.10.10	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書（291名）	1	1														選挙管理委員会事務局 選挙課	
3	R7.8.12	R7.10.10	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書（4名）				1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、開示請求受付日時点での取得しておらず、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課	
4	R7.10.2	R7.10.10	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書（2名）	1	1														選挙管理委員会事務局 選挙課	
5	R7.10.2	R7.10.10	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における立候補届出書一式（3名） 令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における収支報告書に係る領収書等を 微し難い事情があった支出の明細書（1名）	1	1					1	1							・東京都情報公開条例第7条第2号 立候補届出書類等に記載の本籍や生年月日等は、個人に関する情報で特定の個人を識別 できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 立候補届出書類等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課	
6	R7.10.2	R7.10.10	2024年衆議院議員選挙東京5区における通称認定申請書及び添付資料（1名） 2024年衆議院議員選挙東京5区における選挙運動費用収支報告書（1名）				1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R7.9.3	R7.10.14	政治団体の収支報告書と併せて提出された領収書等の写し（令和3年分）（1団体） 政治団体の収支報告書と併せて提出された領収書等の写し（令和4年分）（3団体） 政治団体の収支報告書と併せて提出された領収書等の写し（令和5年分）（7団体）	1	1					1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
8	R7.8.12	R7.10.10	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書（295名） 令和7年執行参議院議員選挙におけるポスター掲示場デザインイメージの例示について 令和7年執行東京都議会議員選挙事務処理の手引抜粋 令和7年執行参議院議員選挙事務処理の手引抜粋 ポスター掲示場の設置場所の提供について（外部団体あて控え） 令和7年執行東京都議会議員選挙におけるポスター掲示場の総数の減少について（通知） 令和7年執行参議院議員選挙におけるポスター掲示場の総数の減少について（通知）	1	1														選挙管理委員会事務局 選挙課	
9	R7.8.12	R7.10.10	参議院選挙の公営掲示板の区画数検討のための見積書等（13件） 都議会議員選挙及び参議院選挙に向けたポスター掲示場設置の方針 令和7年執行東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙におけるポスター掲示場設置数の報告及び総数の減少協議並びにポスター掲示場設置場所一覧及び地図の作成等について（依頼） 令和7年執行都議会議員選挙及び参議院議員選挙におけるポスター掲示場の設置数報告・減少協議・地図等の作成・配付について ポスター掲示場の設置場所の提供について（33件） ポスター掲示場の設置場所の提供依頼について（情報提供） 令和7年執行東京都議会議員選挙におけるポスター掲示場の総数の減少について 令和7年執行都議会議員選挙におけるポスター掲示場の減少協議の承認について（19件） 令和7年執行参議院議員選挙におけるポスター掲示場の総数の減少について 令和7年執行参議院議員選挙におけるポスター掲示場の減少協議の承認について（16件） 参議院議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所一覧及び案内図の提出について（依頼） 令和7年執行都議会議員選挙におけるポスター掲示場の減少について（13件） 令和7年執行参議院議員選挙におけるポスター掲示場の総数の減少について（通知） 令和7年執行参議院議員選挙におけるポスター掲示場の減少協議（追加分） ポスター掲示場の地図情報のURL一覧（情報提供）	1	1					1	1	1	1	1					・東京都情報公開条例第7条第2号 見積書、電子メール等に記載の個人名やメールアドレス、ポスター掲示場の地図情報掲載サイトのURLは、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第3号 公表されていない法人の電話番号、FAX番号については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示とする。 見積単価に係る部分は、法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測される情報が公になり、他社が営業戦略上優位に立つ可能性があるなど、法人がその後の事業活動において不利な立場になることから不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 見積書の印影は、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第5号 ポスター掲示場設置に係る概算見積額は、内部の検討段階の情報であり、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第6号 公表されていない他の自治体のFAX番号、メールアドレス、本事務局職員のメールアドレスは、公にすることにより、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
10	R7.8.12	R7.10.10	令和7年執行東京都議会議員選挙（島部選挙区）ポスター掲示場の設場所一覧及び案内図 令和7年執行参議院議員選挙ポスター掲示場の設場所一覧及び案内図					1										・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課
11	R7.8.9	R7.10.8	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における収支報告書に係る領収書（2名） 令和7年7月20日執行参議院議員選挙における収支報告書に係る領収書（3名）	1	1				1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書等に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
12	R7.10.9	R7.10.16	令和6年7月7日執行東京都議会議員補欠選挙における収支報告書（1名） 令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における収支報告書（1名）	1	1														選挙管理委員会事務局 選挙課
13	R7.10.16	R7.10.17	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙におけるビラ作成にかかる公費負担請求関係書類のうち、請求書、請求内訳書、支払金口座振替依頼書及び契約書写し（1名） 令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙におけるポスター作成にかかる公費負担請求関係書類のうち、請求書、請求内訳書、支払金口座振替依頼書及び契約書写し（1名）	1	1					1	1							・東京都情報公開条例第7条第3号 口座情報等については、取引先等の限られた一定範囲の者のみに明らかにしている内部管理情報であることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
14	R7.10.10	R7.10.20	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における収支報告書（1名）	1	1														選挙管理委員会事務局 選挙課
15	R6.12.10	R7.10.23	令和5年分の政治資金収支報告書に係る領収書等の写し（2団体）	1	1					1	1							・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
16	R7.9.1	R7.10.24	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書(292名)	1	1														選挙管理委員会事務局選挙課
17	R7.9.1	R7.10.24	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書(3名)				1											・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、開示請求受付日時点で取得しておらず、不存在	選挙管理委員会事務局選挙課
18	R7.10.20	R7.10.24	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における収支報告書(8名)	1	1														選挙管理委員会事務局選挙課
19	R7.8.28	R7.10.27	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における収支報告書(6名)	1	1														選挙管理委員会事務局選挙課
20	R7.8.28	R7.10.27	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における収支報告書に係る領収書、選挙事務所設置届、出納責任者選任届(6名)	1	1					1	1							・東京都情報公開条例第7条第2号 出納責任者選任届等に記載の生年月日や電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 選挙事務所設置届等の候補者の印影及び領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
21	R7.8.28	R7.10.27	2024年第50回衆議院議員選挙における選挙事務所異動届(4名) 2024年第50回衆議院議員選挙における出納責任者異動届(6名)				1										・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局選挙課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
22	R7.9.1	R7.10.30	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における収支報告書に係る領収書（10名）	1	1					1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書記載の個人の氏名及び電話番号等については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
23	R7.10.22	R7.10.30	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における収支報告書（2名）	1	1														選挙管理委員会事務局選挙課	
24	R7.10.24	R7.10.30	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における収支報告書（2回目以降）（4名）	1	1														選挙管理委員会事務局選挙課	
25	R7.10.24	R7.10.30	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における収支報告書に係る領収書（1名）	1	1					1	1								・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書記載の個人の氏名及び電話番号等については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
26	R7.10.24	R7.10.30	令和7年7月20日執行参議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書（2回目以降）（5名）					1										・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、受付日時点で取得しておらず、不存在	選挙管理委員会事務局選挙課	
27	R7.10.27	R7.10.30	過去40年分の次の資料 ・海区漁業調整委員会の選挙人名簿であって、市区町村別・男女別の選挙人の数が分かる資料 ・海区漁業調整委員会の選挙人名簿の作成にあたり、管内の漁業協同組合に依頼した文書と漁業協同組合からの回答文書					1										・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、令和2年度以前に作成（取得）した4年保存の文書のため廃棄済みのもの、もしくは、作成（取得）の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	選挙管理委員会事務局選挙課	